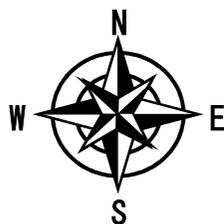
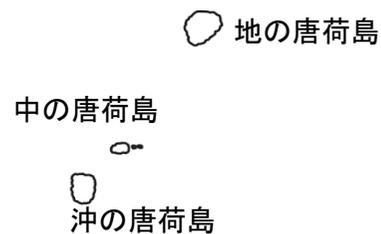


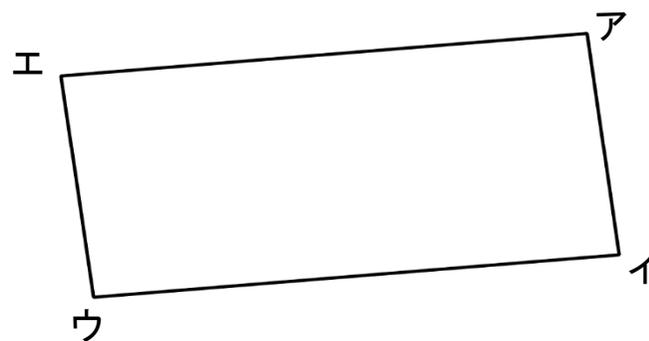
免許番号 区第59号
漁場の位置 たつの市御津町苅屋及び岩見地先
漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアにより囲まれた区域

点の位置

ア 北緯34度44.92分 東経134度33.66分
イ 北緯34度44.20分 東経134度33.76分
ウ 北緯34度44.06分 東経134度32.20分
エ 北緯34度44.78分 東経134度32.10分



令和5年9月1日 免許
区第59号



1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業 のり養殖業		9月10日から5月10日まで			
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	たつの市御津町岩見1308番地5 岩見漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第59号		摘 要	